

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保			番号	⑯		
評価方式	総合(実績)事業	政策目標の達成度合い	目標達成			(千円)	
	予算科目				予算額		
	会計	組織/勘定	項	事項	他に記載のある個別票の番号	3年度 当初予算額	4年度 概算要求額
政策評価の対象となっているもの	外国為替資金特別会計		事務取扱費	外国為替市場及び国際金融システムの安定に必要な経費		3,447,056	2,732,510
	外国為替資金特別会計		諸支出金	手数料等に必要な経費		268,268,473	338,329,047
	外国為替資金特別会計		融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	融通証券事務取扱費の財源の一般会計へ繰入れに必要な経費		758	747
	外国為替資金特別会計		国債整理基金特別会計へ繰入	国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費		506,935,763	496,446,531
	小 計				一般会計	< > の内数	< > の内数
小 計				特別会計	778,652,050	837,508,835	< > の内数
政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの	小 計				一般会計	< > の内数	< > の内数
	小 計				特別会計	< > の内数	< > の内数
	合 計				一般会計	< > の内数	< > の内数
合 計				特別会計	778,652,050	837,508,835	< > の内数
合 計					< > の内数	< > の内数	< > の内数

政策目標 6-1 : 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

<p>上記目標の概要</p>	<p>世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、国際金融システムを安定させることが重要となっています。</p> <p>このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号。以下「外為法」といいます。）に基づいて外国為替制度の運営に当たるとともに、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいます。特に、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。また、テロ資金供与や大量破壊兵器の拡散への資金支援といった国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいきます。さらに、健全な対内直接投資を促進しつつ、国の安全等を確保する観点から、迅速かつ適切な審査を実施に対応していきます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政6-1-1：外国為替市場の安定</p> <p>政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画</p> <p>政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進</p> <p>政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応</p> <p>政6-1-5：対内直接投資審査制度の適正な運用</p>
----------------	---

政策目標 6-1 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

<p>評価の理由</p>	<p>外国為替市場の安定、世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、アジアにおける地域金融協力の強化、資金洗浄・テロ資金供与対策等に積極的に取り組み、具体的な実績・成果があり、全ての施策について評価が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
<p>政策の分析</p>	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>G7（用語集参照）、G20（用語集参照）等の国際的な枠組への参画は、世界経済の安定を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組です。令和2年度は、我が国として、コロナ危機等に対応するための国際協調に積極的に貢献することにより、危機への対応に大きく貢献しています。</p> <p>また、アジア地域の経済の安定のため、同地域における地域金融協力を強化していくことが重要であり、ASEAN（東南アジア諸国連合）+3（日中韓）（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、CMIM（チェンマイ・イニシアティブ：用語集参照）等の地域金融協力や、二国間の金融協力を積極的に推進しています。</p> <p>国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びFATF（金融活動作業部会：用語集参照）勧告に基づく資金洗浄・テロ資金供与対策を着実に実施することにより、国際金融システムの安定に大きく貢献しています。これに加え、対内直接投資について、健全な投資を促進するとともに、国の安全</p>

等を損なうおそれがある投資に適切に対応するため、制度や体制を強化し、適切な運用を行っています。
 財務省単独で解決することが困難な政策課題に関しては、G20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。

施策 政6-1-1：外国為替市場の安定

測定指標（定性的な指標）	[主要]政6-1-1-B-1：外国為替市場の安定に向けた取組						
	目標	<p>G7/G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行う。国内においては、金融庁・日本銀行とより緊密な連携を図ります。</p> <p>（目標の設定の根拠） 外国為替市場の安定のためには、国際協調や金融庁・日本銀行との連携が重要であるためです。</p>					達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>令和2年度においても、日常的な国際金融市場のモニタリングはもとより、外国為替市場の安定を確保する観点から、G7やG20、国際機関といったマルチの場に加えて、各国当局との間でも緊密に意見交換を行いました。例えば、米国との間で財務大臣同士の会談を行ったほか、事務レベルにおいても、米国をはじめとする各国為替当局関係者と密に意見交換を行いました。また、IMF（国際通貨基金：用語集参照）とAMRO（ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス：用語集参照）との間でも、令和2年11月、令和3年1月にそれぞれ「対日4条協議スタッフビジット」と「対日年次協議Interim Visit」において、為替市場についての意見交換を行いました。</p> <p>国内においては、金融庁や日本銀行とも協力し、国際金融市場の動向把握に努めました。</p> <p>上記実績の通り、取組を積極的に推進することができたため、達成度を「○」としました。</p>					○	

測定指標（定量的な指標）	[主要]政6-1-1-A-1：外国為替平衡操作実施状況、外貨準備の状況等の正確かつ適時な情報の提供							
	作成頻度		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
	外国為替平衡操作実施状況（月ベース）	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	/
	外国為替平衡操作実施状況（日ベース）	年4回	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	
	外貨準備等の状況	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
達成割合		100%	100%	100%	100%	100%	○	

[主要]政6-1-1-A-2：国際収支状況等の正確かつ適時な情報の提供[新]

作成頻度		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
国際収支状況	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	/
本邦対外資産負債残高	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
オフショア勘定残高	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
対外及び対内証券売買契約等の状況	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
達成割合		100%	100%	100%	100%	100%	○

測定指標
(定量的な測定指標)

(注) 国際収支状況

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm>

本邦対外資産負債残高

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/iip/data/index.htm>

外貨準備等の状況

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/index.htm>

外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/gaitametokkai/index.htm>

外国為替平衡操作実施状況

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/data/index.htm>

オフショア勘定残高

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/offshore/data/index.htm>

対外及び対内証券売買契約等の状況（週次でも公表）

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/itn_transactions_in_securities/data.htm>

(出所) 国際局為替市場課

(目標値の設定の根拠)

外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について、引き続き正確かつ適時公表することとし、また、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び經常収支・金融収支の動向の把握といった観点から国際収支状況等について適切な作成・公表を行うために上記目標値を設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

外国為替市場の安定に資するため、令和2年度においても適切な作成かつ遅滞なく適時の公表を行いましたので、達成度は「○」としました。

施策についての評価

s 目標達成

評
定
の
理
由

外国為替市場の安定に関しては、G7/G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている為替相場に関する考え方を踏まえ、国際的な議論に積極的に参画し、国際金融資本市場のモニタリングや各国の通貨当局との意見交換、国際協調等を実施してきました。また、政策当局のより緊密な連携を目的とする、財務省・金融庁・日本銀行からなる国際金融資本市場に係る情報交換会合を開催し市場の動向把握に努めました。

外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。

国際収支統計及び対外資産負債残高統計に関しては、平成26年に移行したIMF国際収支マニュアル

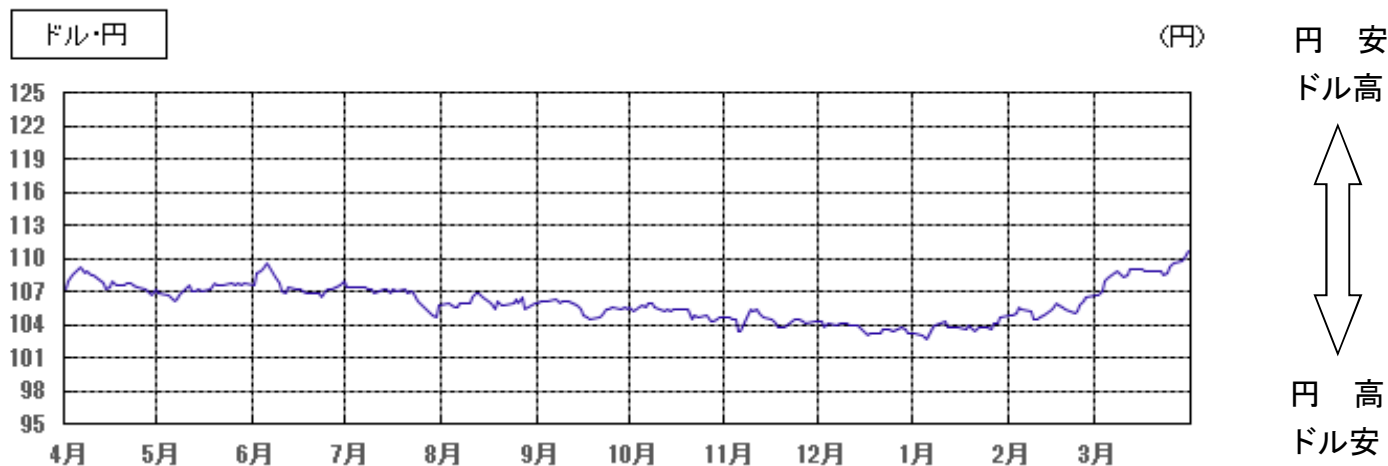
第6版に基づく統計について、適切な作成・公表を行いました。

以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政6-1-1に係る参考情報

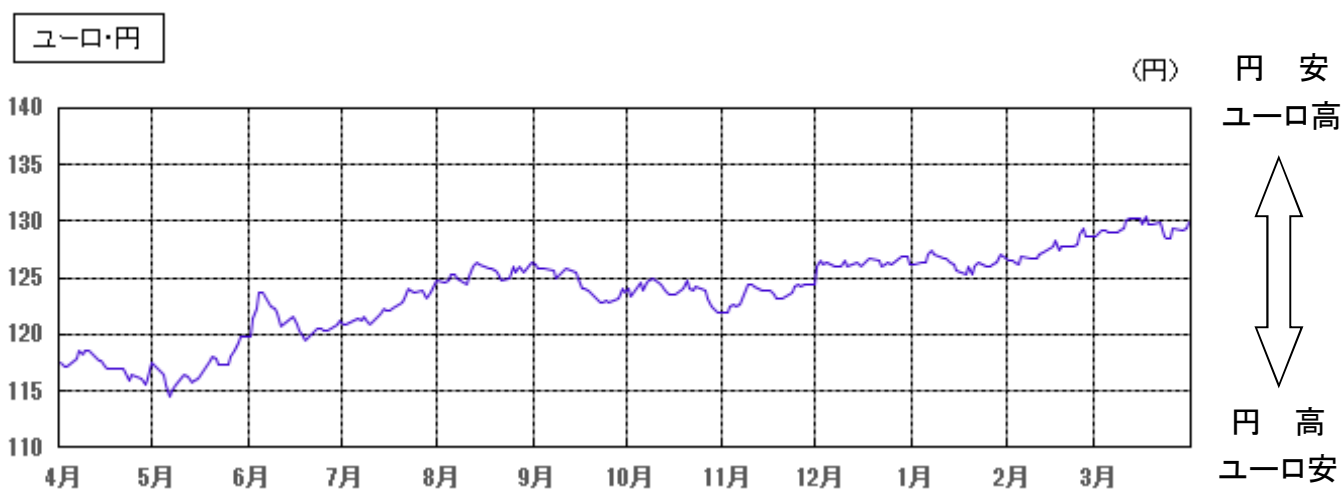
参考指標1：為替相場の動向

為替市場の推移（2020年4月1日～2021年3月31日）



(出所) Bloomberg (日次、NY終値)より財務省国際局為替市場課作成

	円の最安値	円の最高値	最高値と最安値の変化幅
2年度	110円97銭 (令和3年3月31日)	102円60銭 (令和3年1月6日)	8円37銭 (7.5%)
令和元年度	112円40銭 (平成31年4月24日)	101円18銭 (令和2年3月9日)	11円22銭 (10.0%)
平成30年度	114円55銭 (平成30年10月4日)	104円10銭 (平成31年1月3日)	10円45銭 (9.1%)



(出所) Bloomberg (日次、NY終値)より財務省国際局為替市場課作成

参考指標 2 : 国際収支動向

(単位:億円)

	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
経常収支	216,771	223,995	193,980	189,273	182,038
貿易収支	57,863	45,338	5,658	4,839	39,047
輸出	708,026	782,801	802,487	747,479	683,225
輸入	650,163	737,463	796,829	742,640	644,179
サービス収支	-13,779	-4,941	-12,172	-17,172	-37,330
第一次所得収支	193,732	205,331	217,847	216,409	207,797
金融収支	249,964	208,173	216,356	207,987	153,009
直接投資(資産)	213,931	167,229	248,721	218,466	197,121
“(負債)	36,317	20,022	41,041	26,896	89,645
証券投資(資産)	160,810	168,918	257,636	241,949	48,229
“(負債)	109,076	99,848	188,205	18,295	204,864
その他投資(ネット)	7,363	-49,412	-95,514	-225,279	161,835

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注2) 令和2年度実績値は速報値。令和3年7月にデータが更新されるため、令和3年度実績評価書に確定値を掲載予定。

直接投資・証券投資の地域別状況(国際収支ベース)

(単位:億円)

		資産(本邦資本)		負債(外国資本)	
		直接投資	証券投資	直接投資	証券投資
世界	令和元年度	218,466	241,949	26,896	18,295
	令和2年度	197,121	48,229	89,645	204,864
米国	令和元年度	52,752	208,931	16,714	-150,826
	令和2年度	62,465	19,182	24,948	-77,398
EU	令和元年度	112,604	-12,831	-2,115	313,764
	令和2年度	12,985	17,695	3,547	-536,138
アジア	令和元年度	57,216	1,910	10,003	49,720
	令和2年度	52,921	-5,291	22,078	63,308

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注2) 令和2年度実績値は速報値。令和3年7月にデータが更新されるため、令和3年度実績評価書に確定値を掲載予定。

(注3) 令和2年1月31日に英国がEUから離脱したため、令和元年度のEUの計数中には令和2年1月分までの英国の計数が含まれている。

参考指標 3：対外資産負債残高

主要国の対外資産負債残高（円ベース比較）

	対外純資産額
日本	356兆9,700億円（令和2年末）
アメリカ	▲1,460兆3,645億円（令和2年末）
イギリス	▲88兆8,702億円（令和2年末）
ドイツ	323兆4,659億円（令和2年末）
フランス	▲77兆4,079億円（令和2年末）
イタリア	3兆8,660億円（令和2年末）
カナダ	109兆6,876億円（令和2年末）
中国	222兆8,306億円（令和2年末）

（出所）日本：財務省資料、ドイツ：ドイツ中央銀行資料、その他：IMF資料

（注）日本以外の計数は、IMFで公表されている年末の為替レートにて円換算。

参考指標 4：外貨準備動向

（単位：百万ドル）

	平成28年度末	29年度末	30年度末	令和元年度末	2年度末
外貨準備高	1,230,330	1,268,287	1,291,813	1,366,177	1,368,465

（出所）財務省「外貨準備等の状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/data/index.htm)

参考指標 5：外国為替平衡操作の実施状況

	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
金額	0円	0円	0円	0円	0円

（出所）財務省「外国為替平衡操作の実施状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/data/index.htm)

施策 政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画							
[主要] 政6-1-2-B-2：国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画							
目標	G7、G20等の国際的な枠組において積極的に議論に貢献します。また、IMFをはじめとする国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。						達成度
	(目標の設定の根拠) 国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。						
測定指標 (定性的な測定指標)	実績及び目標の達成度の判定理由 G7では、アメリカ、イギリス議長の下、コロナ危機を受けた財政・金融対応や、途上国の債務問題、中央銀行デジタル通貨を含むデジタル・ペイメント等について、活発な議論が行われ、声明の形でG7としての共通理解を示しました。我が国は、これらの議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展に貢献しました。 G20では、新型コロナウイルス感染症に対応するための経済・保健面での対応や、途上国の債務問題、国際課税等の課題について議論が行われました。我が国は、平成31年/令和元年に議長を務めた経験を踏まえ、サウジアラビア、イタリア議長の下、これらの議論に積極的に参画し、コロナ危機に対するG20行動計画の策定、「債務支払猶予イニシアティブ」(DSSI)及び「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」への合意等、危機への対応においてG20が主導的な役割を果たすことに貢献しました。 IMFの関連では、途上国向けの融資や債務返済支援、能力強化のための資金貢献を行ったほか、新規借入取極(NAB)の倍増や二国間融資借入取極(BBA)の延長に参画するなど、世界経済の持続的な発展のため、IMFがコロナ危機に適切に対応できるよう貢献しました。 IMFの組織の在り方に関しては、IMFの正統性、有効性、信頼性を高めるために、IMFスタッフの出身地域、学業・職業の経歴等、多様性を改善する必要があることに加え、日本から人材面でも貢献を行う準備があることを引き続き主張しました(IMFにおける日本人職員数等(日本人幹部職員数等)については、参考指標5参照)。 上記実績の通り、取組を積極的に推進することができたため、達成度を「○」としました。						○
	測定指標(定量的な指標) 政6-1-2-A-1：IMFによるサーベイランスの実施状況(経済の健全性の調査の実施回数)						
	年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
目標値	二国間	—	—	—	124	120	/
	多国間	—	—	—	19	19	
実績値	二国間	117	135	136	119	129	○
	多国間	19	19	19	19	22	○
(出所) IMF Annual Report、 https://www.imf.org/external/research/index.aspx							

(目標値の設定の根拠)

国際金融システムの安定を実現するためにはIMFを通じた取組が重要であるため、二国間についてはIMFによる二国間サーベイランス（経済の健全性の調査）を実施した回数について、過去10年間の平均値基準としつつ、前年の実績よりも上回る数値を目標として設定しました。また、多国間については、IMFの各種の多国間サーベイランスレポートの公表回数を基に、今後も同数の公表を継続していくことを目標値としました。

(目標の達成度の判定理由)

二国間サーベイランス、多国間サーベイランスともに、実施回数は目標値を達成したため、達成度は「○」としました。

施策についての評価 s 目標達成

評価の理由

国際金融システムの安定に関しては、G7やG20における国際的な議論・取組に積極的に参画しました。

G7では、コロナ危機を受けた財政・金融対応や、途上国の債務問題、中央銀行デジタル通貨を含むデジタル・ペイメント等について、活発な議論が行われ、声明の形でG7としての共通理解を示しました。我が国は、これらの議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展に貢献しました。

G20では、新型コロナウイルス感染症に対応するための経済・保健面での対応や、途上国の債務問題、国際課税等の課題について議論が行われました。我が国は、これらの議論に積極的に参画し、コロナ危機に対するG20行動計画の策定、DSSI及び「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」への合意等、危機への対応においてG20が主導的な役割を果たすことに貢献しました。

IMFの関連では、途上国向けの融資や債務返済支援、能力強化のための資金貢献を行ったほか、新規借入取極(NAB)の倍増や二国間融資借入取極(BBA)の延長に参画するなどし、IMFがコロナ危機に適切に対応できるよう貢献しました。

また、IMFによる二国間サーベイランス、多国間サーベイランスは例年を上回る回数実施され、IMFを通じた国際金融システムの安定にも貢献しました。

以上を踏まえ、2つの測定指標がいずれも「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政6-1-2に係る参考情報

参考指標1：国際通貨基金（IMF）への主要国出資

国名	出資額（億SDR）	シェア（%）
米	829.9	17.44
日	308.2	6.48
中	304.8	6.41
独	266.3	5.60
英	201.6	4.24
仏	201.6	4.24

(出所) IMF公表統計等

(注) SDR (Special Drawing Right) は、金やドル等の既存の準備資産を補完するための公的準備資産として創設されたもの。1SDR=約1.43米ドル(令和3年4月現在)

参考指標 2 : I M F の融資状況 (令和 3 年 3 月末現在)

(単位 : 億 S D R)

一般資金勘定融資残高 (借入国 : 32 か国)	894.4
譲許的融資残高 (借入国 : 54 か国)	127.2

(出所) I M F ウェブサイト (<http://www.imf.org>)

参考指標 3 : I M F のキャパシティ・ビルディングの実施状況

(単位 : 百万ドル)

	2017 財政年度	2018 財政年度	2019 財政年度	2020 財政年度
自己資金	143	145	147	142
外部資金	153	174	178	168

(出所) I M F 公表統計等

参考指標 4 : I M F の業績評価

(単位 : %)

I M F 研修所での経験に総合的に満足	97
研修に参加した加盟国政府関係者の仕事遂行が向上	95
研修に参加した加盟国政府関係者の政策立案・実施能力が向上	95
I M F 研修所の研修は、他の機関による同種の研修より価値がある	92
I M F 研修所を高く評価しており、積極的に良い意見を発信する	39
I M F 研修所について意見を聞かれた場合、良い意見を発信する	50

(出所) I M F 公表統計等

(注) I M F 研修参加者のスポンサー機関への調査 (2015 年)

参考指標 5 : I M F における日本人職員数等 (日本人幹部職員数等を含む)

	平成 28 年 4 月	29 年 4 月	30 年 4 月	31 年 4 月	令和 2 年 4 月
日本人職員数	55 (19)	56 (18)	61 (19)	63 (20)	65 (21)
日本人幹部職員数	6	5	6	6	6
日本人比率	2.47%	2.48%	2.64%	2.70%	2.74%

(出所) I M F 公表統計等

(注 1) () 内は女性職員数。

(注 2) 日本人幹部職員数は、審議役以上を指す。

(注 3) マネジメントを含み、サポートスタッフを除く。

参考指標 6 : I M F のセーフティネットの規模

(単位 : 10 億 S D R)

出資額	319
N A B	285
バイ融資	101

(出所) I M F ウェブサイト (<http://www.imf.org>)

(注) 令和 3 年 3 月末現在の融資能力を指す。

施策	政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進	
測定指標（定性的な指標）	[主要]政6-1-3-B-1：アジアの金融市場における安定のための地域金融協力への取組	
	目 標	<p>共同議長国を務める立場から、ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議等における、チェンマイ・イニシアティブやアジア債券市場育成イニシアティブ、SEADRIF等の地域金融協力の議論を主導していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠） アジア地域での金融協力を強化することが、地域金融市場の安定を図る上で重要なためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議プロセスについては、令和2年9月18日にバーチャル形式で開催された同会議において、チェンマイ・イニシアティブ（CMIM）の強化や、ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス（AMRO）の能力強化、アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）の推進等、地域金融協力強化のための議論を主導しました。</p> <p>CMIMについては、同会議において、CMIMアレンジメントの強化を目的として（1）IMFデリンク割合（IMFプログラムなしでも発動できる割合）を30%から40%へ引き上げ、（2）要請国・供与国双方の自発性及び需要に応じたCMIMの現地通貨による支援の制度化の2点を柱とする改訂CMIM契約書が承認され、その後、各国署名を経て令和3年3月31日に発効いたしました。また、CMIMの円滑な実施を可能にするためのCMIMコンディショナリティ・フレームワークの明確化など、大きな進展も見られました。</p> <p>AMROについては、サーベイランス能力強化の一環として、各国のマクロ経済状況把握のための診断ツールの更なる活用や組織内でのレビュー体制を強化する取組のほか、後発途上国をはじめとする域内国家の能力向上のための技術支援を推進しました。</p> <p>更に、ABMIについては、令和元年5月に策定した新中期ロードマップを踏まえ、CGIF（信用保証・投資ファシリティ：用語集参照）における、インフラファイナンスに係る現地通貨建ての資金調達を支援するための取組の検討を推進するとともに、域内の現地通貨建て債券の情報を提供するウェブサイトであるアジアボンドオンラインの有用性向上を目的とした技術支援プロジェクトを開始しました。また、域内の債券市場に係る市場慣行の標準化や規制の調和化を図るためのフォーラムであるASEAN+3債券市場フォーラムにおける取組の更なる進展を目的とした技術支援プロジェクトを開始するなど、新中期ロードマップに基づく取組を進めました。</p> <p>その他、ASEAN地域の自然災害リスクへの財務強靱性を強化させることを目的とするSEADRIF（東南アジア災害リスク保険ファシリティ：用語集参照）については、最初の成果物である、低所得国を対象とした自然災害保険が開始されました。あわせて、第2の取組となる中所得国向けの公共財産保護プログラムに関する具体化も着実に進めています。</p> <p>上記実績の通り積極的に推進することができたため、達成度を「○」としました。</p>
達成度	<p>○</p>	

[主要] 政6-1-3-B-2 : アジア各国との二国間金融協力の取組[新]

目 標	金融関係の規制緩和に向けた相手国への要望を含め、アジア各国との金融協力に関する二国間の対話を引き続き実施していくほか、二国間通貨スワップ取極の継続・拡充や現地通貨の利用促進のための協力といった取組を引き続き推進していきます。	達成度
	(目標の設定の根拠) アジア各国との二国間金融協力の取組の推進は、地域の金融安定強化・各国との関係強化を図る上で重要なためです。	
実績及び目標の達成度の判定理由	二国間財務・金融協力に関しては、中国との間では、中国本土で発行されている債券の委託取引が可能となる決済代理人ライセンスの邦銀に対する付与や、邦銀のパンダ債（中国国内で非居住者が発行する人民元建て債券）の発行が実現しました。インドとの間では、両国のマクロ経済についての意見交換を行いました。 ASEAN諸国との関係においては、令和3年2月にフィリピン、3月にはインドネシアとバーチャル形式で二国間協議を行い、規制緩和要望や金融セクターのデジタル化など幅広い議題につき意見を交換しました。二国間通貨スワップ取極については、マレーシアとの取極の締結及びフィリピンとの取極の延長を行いました。また、日本円と現地通貨の直接取引を促進させる観点から、令和2年8月にインドネシア中央銀行との間で現地通貨の利用促進に係る協力枠組を設立するなど、アジア各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。 上記実績の通り積極的に推進することができたため、達成度を「○」としました。	○

政6-1-3-A-1 : サーベイランスの実施状況（ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおける実施回数（代理レベル含む））

年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
目標値	—	—	—	3	2	○
実績値	3	3	3	3	3	

(注) 例年4月に開催する春の代理レベル会合でサーベイランスを実施しているところ、令和2年における春の代理レベル会合は中止となったことから、過去の実績を踏まえ、令和2年度の目標値を2に設定しました。
 (出所) ASEAN事務局、財務省国際局地域協力課

(目標値の設定の根拠)
 アジアにおける地域金融協力の推進のために、ASEAN+3財務大臣・中央銀行プロセスを通じたサーベイランスの実施が重要であることから、過去の実績を踏まえ、上記目標値を設定しました。

(目標の達成度の判定理由)
 サーベイランスの実施状況について、令和2年度においては目標値である「2」を達成したため、本測定指標の達成度を「○」としました。

測定指標（定量的な指標）

政6-1-3-A-2 : ASEAN+3における現地通貨建て債券による資金調達状況（現地通貨建て債券市場の債券残高）（単位：10億米ドル）

年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
目標値	—	—	—	平成30年度 実績値と 同額以上	令和元年度 実績値と 同額以上	○
実績値	11,046	13,437	14,405	16,031	20,085	

（注）暦年年末時点の残高を米ドル換算で表示。
（出所）AsianBondsOnline（令和3年3月29日時点の公表値）

（目標値の設定の根拠）

アジアにおける地域金融協力の推進の観点から、現地通貨建て債券の発行促進を進めていくことが重要であることから、これまでの実績を踏まえつつ、令和元年度と同額以上を目標値として設定します。

（目標の達成度の判定理由）

現地通貨建て債券残高については、令和2年度において、目標値である「令和元年度実績値と同額以上」を達成したため、本測定指標の達成度を「○」としました。

施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

地域金融協力に関しては、令和2年9月にバーチャル形式で開催されたASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、CMIMの強化、AMROのサーベイランス能力の強化、ABMIの推進等地域金融協力強化のための議論を主導したほか、SEADRIFに関する取組を着実に進めました。

二国間財務・金融協力に関しては、中国との間では、邦銀の決済代理人ライセンスの付与や邦銀のパンダ債の発行が実現しました。インドとの間では、両国のマクロ経済についての意見交換を行いました。これに加え、二国間通貨スワップ取極については、マレーシアとの取極の締結及びフィリピンとの取極の延長を行いました。また、日本円と現地通貨の直接取引を促進させる観点から、令和2年8月にインドネシア中央銀行との間で現地通貨の利用促進に係る協力枠組を設立するなどアジア各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。

以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり「s 目標達成」としました。

政6-1-3に係る参考情報

参考指標1：チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と買入可能総額

		貢献額 (億ドル)		貢献割合 (%)		借入乗数	借入可能総額 (億ドル)
日中韓		1,920.0		80.00			1,194.0
中国	中国 (香港除く)	768.0	684.0	32.00	28.50	0.5	342.0
	香港		84.0		3.50		
日本		768.0		32.00		0.5	384.0
韓国		384.0		16.00		1	384.0
ASEAN		480.0		20.00			1262.0
インドネシア		91.04		3.793		2.5	227.6
タイ		91.04		3.793		2.5	227.6
マレーシア		91.04		3.793		2.5	227.6
シンガポール		91.04		3.793		2.5	227.6
フィリピン		91.04		3.793		2.5	227.6
ベトナム		20.0		0.833		5	100.0
カンボジア		2.4		0.100		5	12.0
ミャンマー		1.2		0.050		5	6.0
ブルネイ		0.6		0.025		5	3.0
ラオス		0.6		0.025		5	3.0
合計		2,400.0		100.00			2,456.0

(出所) 国際局地域協力課調 (令和3年3月時点)

参考指標2：日本—AMRO特別信託基金が実施するメンバー国向けのキャパシティ・ビルディングの実施件数

平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
1	6	5	10	2

(出所) 国際局地域協力課調 (令和3年3月時点)

参考指標3：アジア諸国との二国間通貨スワップ取極

	インドネシア	フィリピン	シンガポール	タイ	マレーシア	インド
契約日	平成30年10月 14日	平成30年10月6 日	平成30年5月21 日	平成30年7月 23日	令和2年9月 18日	平成31年2月 28日
スワップ 額	日→尼： 227.6億ドル 相当	日→比：120億 ドル相当	日→星：30億 ドル相当	日→泰：30億 ドル相当	日→馬：30 億ドル	日→印：750 億ドル相当
	—	比→日：5億ド ル	星→日：10億 ドル	泰→日：30億 ドル	馬→日：30 億ドル	印→日：750 億ドル相当

(出所) 国際局地域協力課、国際局調査課調 (令和3年3月時点)

施策	政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応	
測定指標（定性的な指標）	[主要]政6-1-4-B-1：テロ資金・マネーロンダリングへの国際的な枠組の中での対応及び国連安保理決議等に基づく制裁措置の適切な実施等	
	目 標	<p>国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づく制裁措置を適時に実施する等、 対外取引に対して適切な管理・調整を実施していきます。</p> <p>また、国際社会と協調し、資金洗浄・テロ資金供与対策に関するF A T F 勧告の実施等を関係省庁等と協力して推進していきます。</p> <p>更に、金融機関等における外為法等の遵守態勢の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等を図るため、適切に外国為替検査を実施していきます。</p> <p>達成度</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びF A T F 勧告の着実な実施等が、国際金融システムの安定に資するためです。</p> <p>国連安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者等その他のテロリスト等（以下「テロリスト等」といいます。）に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました。</p> <p>テロリスト等に対しては、平成13年9月以降、累次にわたって外為法に基づく資産凍結等の措置を講じてきており、令和2年度においては、3個人を措置の対象に追加し、3個人に対する措置を解除しました。これにより、同年度末時点で外為法に基づく資産凍結等の措置の対象に指定されているテロリスト等は、計522個人・団体となりました（参考指標1参照）。</p> <p>特に、タリバーン関係者等に対する資産凍結等の措置については、F A T F 勧告を踏まえ、国連安保理決議による制裁対象者の指定から外為法に基づく資産凍結等の措置の実施までの日数を短縮するための取組を進め、速やかに当該措置を実施しました。また、北朝鮮及びイランに関しては、F A T F 全体会合において採択された資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明を金融機関等に周知し、引き続き適切な対応を求めました。</p> <p>また、関係省庁と緊密に連携して、国内のF A T F 勧告の実施やその有効性を高める取組を推進しました。その取組の一環として、他国の審査に係る会合を含め、F A T F 関連会合にも出席し、他国の事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。更に、令和元年度から行われている第四次対日相互審査（注）の対応を行いました。</p> <p>（注）平成24年に策定されたF A T F 勧告を用いた審査であり、法令整備状況に加え、有効性も審査対象となっています。</p> <p>更に、財務局とも連携し、「外国為替検査ガイドライン」（注）に基づく外国為替検査を行い、資産凍結等の措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等を行いました。新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえて検査の見合わせや延期の対応を行ったことから、令和2年度の外国為替検査の実施件数は計15となりました。</p> <p>（注）外国為替検査ガイドラインは、検査先が主体的かつ積極的にリスクベースアプロ</p>

一子を踏まえた外為法令等の遵守を促進できるよう、必要な態勢整備等に関する具体的な検査項目が定められています。

また、計226の金融機関に対しオフサイト・モニタリングを実施し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢の状況を事前に把握するとともに、個別の検査にて検証し、金融機関等の外為法等の遵守態勢の強化・整備を図りました。

上記のほか、令和2年度は、計10の各業界団体が主催する説明会等の機会を捉え、資産凍結等の措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施に係る講演を実施しました。

以上のとおり、令和2年度においては、外為法に基づく資産凍結等の措置を行ったほか、F A T F 勧告の実施に係る有効性を高める取組を推進するとともに、これらの着実な実施のための外国為替検査及び対外的な情報発信を適切に実施したことから、達成度を「○」としました。

政6-1-4-A-1：外国為替及び外国貿易法に基づく制裁措置の適時実施

年度		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度	
実績値	目標値	割合 (%) (b)/(a)	—	—	—	100.00	○	
	実績値	割合 (%) (b)/(a)	100.00	100.00	—	100.00		100.00
		(a) 国連安保理決議等を踏まえた外務省告示を新規発出又は廃止した件数	1	2	0	1		1
		(b) 外務省告示の整備と同日に財務省告示を整備した件数	1	2	0	1		1

(目標値の設定の根拠)

制裁措置の適時実施のためには、制裁の対象者等を指定する外務省告示が制定された場合、これに対応し迅速に財務省告示を整備することが重要であるため、上記目標値（割合）を設定しました。

(目標の達成度の判定理由及び判断基準)

令和2年度においては、制裁の一部を解除するために廃止された外務省告示1件について、同日中に財務省告示を改正し、外為法に基づく制裁措置の解除を適時に実施したことから、達成度を「○」としました。

測定指標 (定量的な指標)

政6-1-4-A-2：外国為替検査の実施状況

年度		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
オフサイト・モニタリングの実施件数	目標値	-	-	-	249	238	○
	実績値	-	-	249	238	226	
外国為替検査の実施件数	目標値	-	-	-	110	110	○
	実績値	137	127	123	109	15	

(注) オフサイト・モニタリングとは、平成30年の外国為替検査ガイドラインの制定に伴い、これまで実施していた内部監査ヒアリングを改組し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢等に係る報告を求めるもの。

(目標値の設定の根拠)

制裁措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等を進めていくために、外為業務の状況や外為法令等を遵守するための内部管理態勢等を定期的かつ継続的に把握するオフサイト・モニタリングや、外為法令等の遵守状況及び内部管理態勢を検証する立入検査を実施しており、いずれも平成30年度の検査実績および検査予定数を参考に目標値を設定しました。

(目標の達成度の判定理由及び判断基準)

令和2年度のオフサイト・モニタリングの実施件数について、形式的に実施件数の目標値を下回りましたが、これは金融機関の統合等によりオフサイト・モニタリングの実施対象となる金融機関が年度途中で12機関減少したことに起因するものです。すべての対象先である外国送金取扱金融機関に対して実施できたことから、達成度は「○」としました。

また、外国為替検査の実施件数について、目標値を下回りましたが、これは新型コロナウイルスの感染拡大や緊急事態宣言の発令等を受けて検査を見合わせたことによるものであり、一方で検査計画を柔軟に見直しつつ、WEB等の活用により一定数の検査を実現しました。これらのことから、外国為替検査の実施状況の達成度は、「○」としました。

政6-1-4-A-3：外国為替検査等に関する説明会の実施状況（外為法令等遵守に係る説明会実施回数）

年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
目標値	-	-	-	12	12	○
実績値	8	18	34	15	10	

(目標値の設定の根拠)

外為法令等遵守に係る説明会については、外為業務の取扱を行っている金融機関等に対し、各財務局・業界団体が主催する機会を捉えて実施しており、令和2年度は大幅な法令等の改正が予定されていないことから、説明会を月1回程度実施するよう上記目標値を設定しました。

(目標の達成度の判定理由及び判断基準)

令和2年度においては、新型コロナウイルスの影響により対面の説明会を実施し得る機会が減少し、また、業界団体等が主催する大規模なオンラインのイベント等の機会も少なかったため、目標値を下回りました。しかしながら、幅広い関係者の参加が見込まれる機会を捉えて着実に説明会を実施しており、達成度は「○」としました。

測定指標
(定量的な指標)

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	<p>テロリスト等に対して、国連安保理決議に基づく資産凍結等の措置を適切に実施しました。</p> <p>また、F A T F 勧告実施のため、関係省庁と緊密に連携して取組を推進するとともに、F A T F 関連会合に出席して収集した情報を国内に還元するとともに、令和元年度より行われている第四次対日相互審査への対応に取り組みました。資産凍結等の措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等を図るため、オフサイト・モニタリングを実施し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢の状況を事前に把握・検証するとともに、新型コロナウイルスの影響を受けつつも、検査計画の見直しやWebの活用等により、適切に外国為替検査を実施し、金融機関等の外為法令等の遵守態勢の強化・整備を図りました。上記のほか、各財務局や業界団体が主催する説明会等において、資産凍結等の措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等に係る講演を実施しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり「s 目標達成」としました。</p>

政6-1-4に係る参考情報

参考指標1：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲（総5-1：参考指標3）】

参考指標2：外国為替検査日程の短縮等を行った検査対象先の割合

	令和2年度
検査日程の短縮等を行った 検査対象先の割合	7/15

参考指標3：F A T F 関連会合への出席回数

	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
出席回数	22	28	36	41	55

参考指標4：F A T F 勧告に係る演習・研修への参加状況

	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
参加回数	0	0	5	2	2
参加人数	0	0	15	2	14

施策	政 6 - 1 - 5 : 対内直接投資審査制度の適正な運用	
測定指標 (定性的な測定指標)	[主要] 政 6-1-5-B-1 : 実効性のある対内直接投資審査制度への取組 [新]	
	目標	<p>迅速かつ適切に審査を実施するため、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、実効性のある制度の整備と運用に取り組みます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>対内直接投資審査制度の実効性を確保するためには、国内関係省庁や海外当局との連携が重要かつ不可欠と考えられるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>対内直接投資審査制度に関して、令和 2 年 5 月に改正法が施行され、国内外の行政機関との間での情報交換連携のための規定を整備しました。改正外為法の下で、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。</p> <p>また、実効性のある制度の整備・運用の観点から、同年 6 月に新型コロナウイルス感染症の蔓延を踏まえ、国民の人命・健康にかかわる重要な医療産業の国内基盤を維持するため、医薬品・医療機器の一部について外為法の指定業種のうち、コア業種に追加しました。加えて、投資家の利便性向上のため、同年 10 月押印・署名を廃止するとともに同年 12 月からオンラインにより事前届出を提出できるよう対応しました。</p> <p>以上のとおり、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、実効性のある制度の整備と運用に取り組んだため、達成度は「○」としました。</p>
施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	<p>対内直接投資審査制度に関して、改正外為法の下で、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。また、新型コロナウイルス感染症の蔓延を踏まえ、医薬品・医療機器の一部について外為法の指定業種のうち、コア業種に追加したり、押印・署名を廃止し、事前届出をオンライン化する等、実効性のある制度の整備と運用に取り組みました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり「s 目標達成」としました。</p>	

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。

今後とも、G7声明やG20声明で確認されている考え方を踏まえつつ、各国当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行っていきます。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えます。

世界経済の持続的発展等を目的として、G7やG20等の国際的な枠組において積極的に貢献します。国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う様々な影響に留意しつつ、引き続きIMFのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献するとともに、IMFによる二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に取り組みます。

ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMROの強化及びABMIを推進していきます。

また、ASEAN諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より率直かつ密接な意見交換を行っていきます。

各国・関連国際機関等との協力、外為法及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年3月31日法律第22号。以下「犯収法」といいます。）の実効性の確保や、令和元年度より行なわれている第四次対日相互審査への対応を含むFATF勧告の実施に向けた更なる取組の推進、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施していきます。併せて、外国為替業務を行っている金融機関等を対象とするオフサイト・モニタリングの結果を考慮しつつ、外国為替検査を適切に実施していきます。更に、改正外為法の関連政省令等の適切な整備や対内直接投資審査制度の内容の周知等を通じ、対内直接投資審査制度を円滑かつ着実に運用していきます。

また、令和2年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見

○ コロナ禍においてもモニタリングを行い、ウェブ会議等を駆使し制度構築などに寄与したということは評価したい。

政策目標に係る予算額	区 分		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	670,436,698	746,261,160	683,925,927	778,652,050
		補正予算	—	—	△2,395,890	
		繰越等	—	—	N.A.	
		合 計	670,436,698	746,261,160	N.A.	
執行額(千円)		84,670,611	159,130,439	N.A.		

(概要)

外国為替等の売買に運用される外国為替資金の運営に必要な経費等です。

(注) 令和2年度「繰越等」、「執行額」等については、令和3年11月頃に確定するため、令和3年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	第204回国会 総理大臣施政方針演説（令和3年1月18日） 成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）
---	--

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	外国為替等の状況：国際収支状況、本邦対外資産負債残高、外貨準備等の状況、外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等、外国為替平衡操作実施状況（月ベース）、外国為替平衡操作実施状況（日ベース）、オフショア勘定残高、対外及び対内証券売買契約等の状況（財務省ウェブサイト）
--	---

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	<p>G7声明やG20声明で確認されている考え方を踏まえつつ、各国当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行いました。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。</p> <p>世界経済の持続的発展等を目的として、G7やG20等の国際的な枠組において積極的に貢献しました。とりわけ、前年のG20議長国として、本年の議長国であるサウジアラビアの議長国運営をサポートしつつ、G20における議論を主導しました。</p> <p>国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行いました。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う様々な影響に留意しつつ、引き続きIMFのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献するとともに、IMFによる二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に取り組みました。</p> <p>ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMROの強化及びABMIを推進しました。</p> <p>また、ASEAN諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より率直かつ密接な意見交換を行いました。</p> <p>各国・関連国際機関等との協力、外為法及び犯収法の実効性の確保や、令和元年度より行なわれている第四次対日相互審査への対応を含むFATF勧告の実施に向けた更なる取組の推進、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施しました。併せて、外国為替業務を行っている金融機関等を対象とするオフサイト・モニタリングの結果を考慮しつつ、外国為替検査を適切に実施しました。更に、改正外為法の関連政省令等の適切な整備や対内直接投資審査制度の内容の周知等を通じ、対内直接投資審査制度を円滑かつ着実に運用しました。</p> <p>また、令和元年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めました。</p>
--------------------------------	---

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課）	政策評価実施時期	令和3年6月
--------------	--------------------------------	-----------------	--------